

第 15 号議案

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例 の制定について

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 1 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、亀岡市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）等の定数を定めるとともに、亀岡市農業委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、19 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、29 人とする。

(選定委員会)

第 4 条 農業委員の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、選定委員会を置く。

(選定委員会の組織)

第 5 条 選定委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（選定委員の任期）

第6条 選定委員の任期は、1年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 選定委員は、再任されることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び次項の規定は、平成29年7月20日から施行する。

（亀岡市農業委員会に関する条例の廃止）

2 亀岡市農業委員会に関する条例（昭和35年亀岡市条例第16号）は、廃止する。

（亀岡市実費弁償条例の一部改正）

3 亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例案要綱

- 1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、亀岡市農業委員会に関する必要な事項を次のとおり制定すること。
 - (1) 亀岡市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の選出方法を公選制から任命制に改めること。
 - (2) 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに設置すること。
 - (3) 農業委員及び推進委員の定数を定めること。
 - (4) 農業委員の候補者の選定に関し、亀岡市農業委員会選定委員会を設置すること。

- 2 この条例の施行に関し、所要の規定整備を図ること。

- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、第2条、第3条及び附則第2項の規定は、平成29年7月20日から施行すること。